

食品の安全・安心に対するリスクコミュニケーション推進事業実施要領

1 目的

この事業は、「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」第14条に基づき、食品関連事業者（以下、「事業者」という。）が行う事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の提供を支援し、県民の食品安全知識の向上と食品の安全・安心に関する理解促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

自らが行う事業において、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進に協力することができる事業者を「協力事業者」として選定し、県民への食品安全情報の発信及びリスクコミュニケーションを推進する。

（１）福岡県（以下、「県」という。）が実施する取組み

- ア 協力事業者が自ら行う食品の安全性に関する県民への情報提供の際に、提供する情報の基礎となる資料の提供等の支援を行う
- イ 協力事業者の情報を県ホームページに掲載するとともに、本事業内容を県民に周知する
- ウ 協力事業者の食品の安全に関する取組みを、県の広報媒体等を活用し広く県民に周知する

（２）協力事業者が実施する取組み

- ア 食品の安全性に関する情報を、県民へ積極的に提供する
- イ 自らが提供する食品の安全性確保に向けた取組みについて、積極的な情報公開に努める

3 協力事業者の届出等

- （１）本事業の趣旨に同意し、協力事業者として活動する事業者は、参加届（様式1号）を県に提出する。
- （２）協力事業者としての活動を停止するときは、廃止届（様式2号）を県に提出する。

4 その他

- （１）協力事業者は、県との協力により消費者等との食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進することとし、活動に際しては、県と協議するものとする。
- （２）協力事業者は、定期的に活動経過を県に報告するものとする。

(3) 県は、以下の場合、協力事業者との協力関係を抹消することができる。

ア 協力事業者の重大な過失等により健康被害を引き起こした場合

イ 協力事業者が食品の安全性に関する不適正な情報及び県民に誤解を生じさせる情報提供等の活動を実施した場合

ウ その他、県が協力事業者として不適切と判断した場合

附 則

この要領は、平成29年11月17日から施行する。

(様式1号)

年 月 日

食品の安全・安心に対するリスクコミュニケーション推進事業

参加届

福岡県保健医療介護部生活衛生課長 殿

住 所

代表者氏名

「食品の安全・安心に対するリスクコミュニケーション推進事業」の趣旨に同意し、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進に協力する事業者として参加しますので、下記のとおり届け出ます。

記

住 所

事業者名
(施設名)

電話番号

ホームページアドレス

(様式2号)

年 月 日

食品の安全・安心に対するリスクコミュニケーション推進事業

廃止届

福岡県保健医療介護部生活衛生課長 殿

住 所

代表者氏名

下記のとおり、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進に協力する事業者（以下、「協力事業者」という。）として参加しておりましたが、協力事業者としての活動を停止することとなりましたので届け出ます。

記

住 所

事業者名
(施設名)

廃止理由